

## ペロブスカイト太陽電池及び水素エネルギーの先進取組企業等 視察業務委託仕様書

### 1 業務の目的

従来の太陽電池では設置が困難だった場所へも設置可能となる軽量・柔軟という特徴を有するペロブスカイト太陽電池及び発電・輸送・産業といった幅広い分野の脱炭素化に資する次世代を担う有力なエネルギー源の一つになることが期待される水素に関して、今後の設備投資やビジネス機会の創出・拡大を見据え、先進的な取組みを進める企業等への視察を企画・実施し、県内企業との関係性構築とビジネスにつながる接点の創出を支援することにより、県内企業におけるペロブスカイト太陽電池及び水素エネルギーに関する製品・技術・サービス等への事業参入意欲の醸成と設備導入の促進を図ることを目的とする。

### 2 委託業務名

ペロブスカイト太陽電池及び水素エネルギーの先進取組企業等視察業務

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

### 4 業務内容

本事業の目的を達成するため、県内企業を対象とした先進企業視察等に関する以下の業務を企画・実施する。

ただし、以下の記載事項は最低限の要件を定めたものであり、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るための新たな提案は、これを妨げない。

#### (1) ペロブスカイト太陽電池に関する先進取組企業視察の企画・運営

ペロブスカイト太陽電池を活用した建築資材等の開発や製品導入を検討している県内企業等を対象として、次のとおりペロブスカイト太陽電池の開発等において先進的な取組みを進める企業等を視察することにより、県内企業との関係性構築とビジネスにつながる接点の創出を図る。

なお、視察参加対象となる県内企業の募集、広報、申込受付及び参加者決定に関する事務は、委託者において実施する。

視察実施回数	1回以上
参加対象者	30名程度
視察時期	令和8年9月から11月まで

#### ア 先進取組企業視察の企画

##### ① 視察対象企業の選定及び調整

委託者と協議の上、原則として、県内企業の視点から関心や事業効果が高いと想定される受託者が提案した企業の中から視察対象企業を選定し、視察に係る事前調整を行う

こと。

② 視察行程表の作成

単なる視察に終わらず、参加企業と視察対象企業との関係性構築とビジネスにつながる接点の創出を図り、ペロブスカイト太陽電池に関する製品・技術・サービス等への事業参入意欲の醸成や設備導入等を検討できるような内容とすること。

視察日程、移動手段、宿泊場所（宿泊を伴う場合のみ）及び視察内容を具体的に記載するものとし、参加企業の視察ニーズや関心事項を踏まえたプログラムを作成すること。

③ 移動手段等の手配

集合場所は、高松市内を基本として委託者と協議の上決定することとし、視察の移動に係る大型バス等の車両を手配すること（移動により発生する高速道路利用料は委託料の範囲内とする。）。

なお、集合場所までの往復交通費、視察の移動に公共交通機関を利用する場合の交通費、食費及び宿泊が発生する場合の宿泊費は参加者の負担とする。

イ 先駆取組企業視察の実施運営

① 参加企業への事前案内

委託者が提供する参加者リストをもとに、参加者への事前案内及び連絡調整を行うこと。

② 視察実施運営全般

視察当日の進行管理、安全管理、参加企業への情報提供、関係者（視察先及び協力団体等）との連絡調整等、円滑な視察実施に必要な運営業務全般を行うこと。

(2) 水素エネルギーに関する先駆取組企業視察の企画・運営

水素エネルギーの利活用を検討している県内企業等を対象として、次のとおり水素関連事業において先進的な取組みを進める企業等を視察することにより、県内企業との関係性構築とビジネスにつながる接点の創出を図る。

なお、視察参加対象となる県内企業の募集、広報、申込受付及び参加者決定に関する事務は、委託者において実施する。

視察実施回数	1回以上
参加対象者	30名程度
視察時期	令和8年9月から11月まで

ア 先駆取組企業視察の企画

① 視察対象企業の選定及び調整

委託者と協議の上、原則として、県内企業の視点から関心や事業効果が高いと想定される受託者が提案した企業の中から視察対象企業を選定し、視察に係る事前調整を行うこと。

② 視察行程表の作成

単なる視察に終わらず、参加企業と視察対象企業との関係性構築とビジネスにつながる接点の創出を図り、水素エネルギーの利活用に関する製品・技術・サービス等への事業参入意欲の醸成や設備導入等を検討できるような内容とすること。

視察日程、移動手段、宿泊場所（宿泊を伴う場合のみ）及び視察内容を具体的に記載するものとし、参加企業の視察ニーズや関心事項を踏まえたプログラムを作成すること。

③ 移動手段等の手配

集合場所は、視察先の最寄り駅等を基本として委託者と協議の上決定することとし、視察の移動に係る大型バス等の車両を手配すること（移動により発生する高速道路利用料は委託料の範囲内とする。）。

なお、集合場所までの往復交通費、視察の移動に公共交通機関を利用する場合の交通費、食費及び宿泊が発生する場合の宿泊費は参加者の負担とする。

**イ 先進取組企業視察の実施運営**

① 参加企業への事前案内

委託者が提供する参加者リストをもとに、参加者への事前案内及び連絡調整を行うこと。

② 視察実施運営全般

視察当日の進行管理、安全管理、参加企業への情報提供、関係者（視察先及び協力団体等）との連絡調整等、円滑な視察実施に必要な運営業務全般を行うこと。

**5 業務実施に当たっての留意事項**

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行すること。
- (2) 本業務における打合せは、業務着手時のほか、各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡を取り、実施中においても適宜、実施すること。
- (3) 県担当者と密接に連絡調整を行うとともに、重要な事項については、その対応について指示を受けること。
- (4) 本業務を進める上で必要となる資料等は、受託者の求めに応じ、委託者が提供の可否を判断した上で提供する。
- (5) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うこと。
- (6) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が委託者の故意又は重大な過失による場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の手続きを行うこと。
- (7) 本仕様書は企画提案方式の公告用であり、受託候補者とは別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更、修正する場合がある。

**6 委託業務の成果物**

すべての業務履行完了後、視察実施状況の詳細（視察実績、参加者リスト、視察先での質疑応答概要、その他必要な事項）及び視察実施における課題と改善提案等をまとめた業務の成果に関する報告書を作成し、提出すること。

- ・業務の成果に関する報告書：1部（紙媒体・カラー）
- ・電子媒体：1式（上記成果物の電子データをCD-Rに記録したもの）

## 7 その他

### （1）個人情報の保護及び機密保持等

- ア 本業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- イ 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。本業務の履行期間終了後も同様とする。
- ウ 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は、すべて受託者が負担すること。本業務の履行期間終了後も同様とする。

### （2）業務実施に付帯するその他の業務

本仕様書に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、委託者と受託者がその都度協議し決定するものとする。

## (別記) 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (管理及び実施体制)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者(資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。)の管理体制・実施体制を定め、甲に書面(参考様式1)で報告しなければならない。

また、乙は、前項の責任者及び従事者を変更する場合は、甲に書面(参考様式2)で報告しなければならない。

### (再委託の禁止)

第5 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)をしてはならない。ただし、乙は、委託先及び委託の範囲を甲に対して報告し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。

### (取得の制限)

第6 乙は、この契約による事務の処理のために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (従事者の監督)

第7 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の従事者に行わせる場合は、正社員以外の従事者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

また、乙は、甲に対して、正社員以外の従事者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

また、事務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んで서는ならない。

(資料等の運搬)

第10 乙は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第11 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(遵守状況の報告)

第12 乙は、契約内容の遵守状況について、定期的に又は甲の求めに応じて、個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(監査等)

第13 甲は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。この場合において、乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 甲は、この目的を達するため、乙に対して必要な資料の提出を求め、又はこの契約による業務の処理に関して、必要な指示をすることができる。

(資料等の返還等)

第14 乙は、この契約による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは

作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、消去又は廃棄をしなければならない。

- 2 乙は、個人情報を消去又は廃棄をしたときは、甲に完全に消去又は廃棄をした旨を証する書面（参考様式3）を速やかに提出しなければならない。

（事故発生時における報告）

- 第 15 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第 16 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

参考様式1（第4関係）

個人情報の管理体制等報告書

香川県知事 殿

年 月 日

受託者名 住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名

ペロブスカイト太陽電池及び水素エネルギーの先進取組企業等視察業務に関する個人情報の管理体制等について、次のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	

※ 「個人情報取扱責任者」は、この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 従事者に関する事項

従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※ 「従事者」は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

個人情報の管理体制等変更報告書

香川県知事 殿

年 月 日

受託者名 住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名

ペロブスカイト太陽電池及び水素エネルギーの先駆取組企業等視察業務に関する個人情報の管理体制等について、次のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	

※ 「個人情報取扱責任者」は、この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 従事者に関する事項

従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※ 「従事者」は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

参考様式 3 (第 14 関係)

年 月 日

個人情報記録された電子情報の消去・廃棄について

香川県知事 殿

受託者名 住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

ペロブスカイト太陽電池及び水素エネルギーの先進取組企業等視察業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第 14」に基づき、個人情報記録された電子情報については、適正に消去・廃棄をしたことを報告します。